「安中市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱(案)」に関するパブリックコメントの結果について

○意見等の募集期間:令和2年12月21日(月)~令和3年1月20日(水)

○意見等の受付件数:1件(持参)

1. 意見等の概要及び市の考え方

(1)「第7条 証明書及び証明カードの返還」について

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	(1)の双方ではなく、片方の意思で	パートナーシップが解消された場合、
	解消でよいと思う。	どちらか一方が届け出ればよいとし
		ている地方自治体があることは承知
		していますが、本市の制度では法律上
		の協議離婚に準じ、両人の自由意思の
		合致によるパートナーシップ解消を
		原則としたいと考えます。ご意見を踏
		まえて、今後、制度の利用者などから
		多くの要望があれば、検討の上、改正
		を行います。
2	(2)では、簡単に解消できるので、	この規定は、一方又は双方が転出した
	解消について揉めた者同士がトラブ	場合、第3条の要件を欠くことになり
	ルになった場合、解消目的の転出が増	ますので、証明書及び証明カードの返
	えると思われる。また、一度解消した	還を求めるという趣旨ですが、パート
	者同士は、再度、宣誓できない期間も	ナーシップ制度は、法的な効力はな
	設けるべきだと思う。	く、権利の発生や義務の付与を伴うも
		のではないため、解消の目的だけで市
		外へ転出することは、一般的には考え
		づらいと思われます。
		また、法律上の離婚でも離婚した同
		じ相手と再婚する場合に、再婚禁止期
		間はありませんので、当事者の意思を
		尊重し、特に宣誓できない期間を設け
		る必要はないと考えます。

(2)「第5条 証明書及び証明カードの交付」について

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	様式第2号、第3号について(裏)の	パートナーシップ証明書及び証明カ
	文章の「この証明書は~」の文章が特	ードは、市の内部規定である要綱に基
	別扱いを求めるように感じます。法律	づく書類であり、法的な効力はありま
	上の効果がないのであれば、快く思え	せんが、性の多様性を尊重する取り組
	ない人への配慮や多様性にも気遣う	みとして、当事者が個人として尊重さ
	必要があると思う。	れ、生き生きと生活されることを、安
		中市として応援するものであり、活用
		可能な民間事業者のサービスにも広
		く波及することを期待しています。
		ご意見を参考に、パートナーシップ
		制度の趣旨を市民の皆様にご理解い
		ただけるよう、周知・啓発に努めてま
		いります。

【問合せ】

安中市役所市民部 市民生活課 相談支援人権係

電話:382-1111 (内線1207)

 $E \nearrow - \nearrow \nu$: seikatsu@city.annaka.lg.jp